

2022年4月

「ご契約のしおりー約款」の改訂について

契約日が2022年4月1日～6月30日となるドリームロード（ステップ）につきましては、ご契約のしおりの一部が改訂となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、「ご契約のしおりー約款」および保険証券とあわせて保管ください。

I. 「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について（25～26ページ）

1. 改訂内容

〈1〉「ア. 支払査定時照会制度」の文章中、一部を次のとおり改訂します。

改訂後	改訂前
<p>●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～カ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。これら各手続きの詳細については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。</p> <p>ア) <u>当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合</u></p> <p>イ) <u>当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合</u></p> <p>ロ) <u>本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合</u></p> <p>ハ) <u>当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合</u></p> <p>ニ) <u>本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合</u></p>	<p>●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、<u>個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合</u>、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止<u>あるいは第三者への提供の停止</u>を求めることができます。これら各手続きの詳細については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。</p>

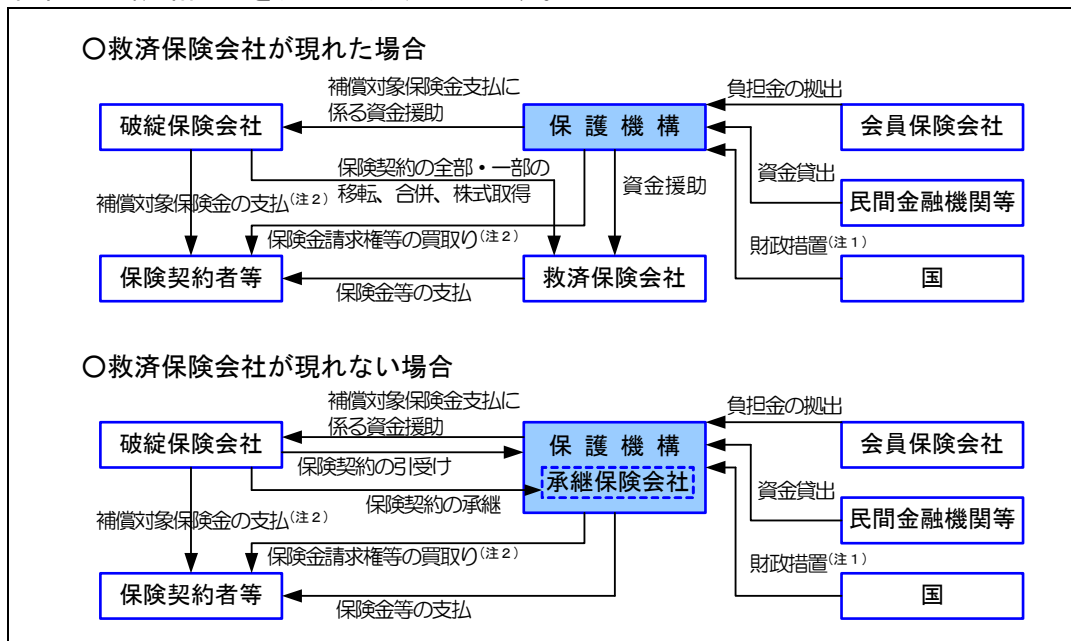
〈2〉「ア. 支払査定時照会制度」の末尾の文章を次のとおり改訂します。

改訂後	改訂前
<p>※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<a href="https://www.seiho.or.jp/">https://www.seiho.or.jp/</a>) の「加盟会社」をご参照ください。</p> <p>※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、<u>当社ホームページ (<a href="https://www.taijuf-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm">https://www.taijuf-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm</a>)</u>をご確認ください。</p>	<p>●「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<a href="https://www.seiho.or.jp/">https://www.seiho.or.jp/</a>) の「加盟会社」をご参照ください。</p>

## II. 生命保険契約者保護機構について（28～29ページ）

### 1. 改訂内容

<仕組みの概略図>を次のとおりとします。



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）。

※「生命保険契約者保護機構」に係る「仕組みの概略図」（注1）の内容について

「仕組みの概略図」は、原則として、この差込を作成した2022年3月18日現在の法令に基づいた内容を掲載しておりますが、（注1）に掲載している国からの「財政措置」の期限については、以下の点にご留意ください。

- ・この差込を作成した2022年3月18日現在の国からの「財政措置」の期限は、2022年3月末までの措置とされておりますが、2022年2月1日、金融庁から、当該「財政措置」の期限について、2027年3月末まで5年間延長する保険業法改正法案が第208回国会に提出されております。  
(金融庁HP <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)
- ・これに基づき、この差込では、当該「財政措置」の期限を「2027年3月末まで」と記載しておりますが、当内容については、国会に提出された保険業法改正法案がこの差込を作成した2022年3月18日時点においては成立していないため、確定しておりません。
- ・したがって、2022年4月1日以降の「財政措置」の期限については、国会における保険業法改正法案の成立を得て確定することになります。

---

## 大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>